

東京都『令和3年度街路樹等診断マニュアル』に基づく東京樹木医プロジェクト報告書と藤井意見書の比較 2024.9.20

表	東京樹木医プロジェクト報告書(2024年3月)	藤井意見書(2024年8月29日)
III-2-2	<p>樹勢・樹形とも活力度3 (10頁)                      しかし、各診断項目に即した診断は無し。                      コメント①:都マニュアルで「診断は着葉期(5~10月)が適期」とされている(5,15頁)ことに反している。                      コメント②:落葉期に樹勢・樹形の診断ができるはずがない。                      コメント③:落葉期の2月における診断のため、各診断項目に即した診断ができていない。</p>	<p>樹勢・樹形とも活力度2 (1,2頁)                      各診断項目に即した診断あり(いずれも活力度1ないし2)。                      コメント①:着葉期における診断のため、各診断項目に即した診断ができています。</p>
III-2-1	<p>樹勢・樹形とも活力度3→活力判定「注意すべき被害」に当たるのに活力判定「著しい被害が見られる」とされている(10頁)                      コメント①:III-2-1活力判定基準表に反した活力判定がなされている。総合判定で「B2 著しい被害が見られる」とするための布石か?                      コメント②:それでも撤去・植替えが必要な「不健全」ではない。</p>	<p>樹勢・樹形とも活力度2だから「健全か健全に近い」。</p>
III-4-1	<p>総合判定で「B2 著しい被害が見られる」とされている(10頁)                      コメント①:B2判定は「何らかの処置を必要とするもの」に基づくと思われる。</p>	<p>樹勢・樹形とも活力度2だから「A 健全か健全に近い」。</p>
IV-1-1	<p>「有効な支柱の設置等特別な事情がない限り、植え替えをすべき」(16頁)。「残存・保全が困難」(19頁)。                      コメント①:16頁記述は、有効な支柱の設置等を行えば、植え替えをしなくてもよい、という意味だから、19頁記述と矛盾している。                      コメント②:B2判定では、植栽基盤の改善等の「各種の適切な処置を行う」(表IV-1-1)あるいは「何らかの処置を必要とする」(表III-4-1)とされているが、本件では、支柱の設置しか行われていない。にもかかわらず、「残存・保全は困難」とされている。                      コメント③:撤去が必要とされているのは、C(不健全)判定のみ。                      B2判定では、「各種の適切な処置」を行ったうえで、「短期周期の適宜の観察」を行いつつ、「必要に応じて撤去を検討」とされている。にもかかわらず、「各種の適切な措置」はほとんど行われず、「短期周期の適宜の観察」は全く行われないうまま、撤去がもくろまれている。</p>	<p>「A 健全か健全に近い」判定なので、「日常的観察に基づく適宜対応」や「長期周期の適宜の観察」程度でよい。                      ただし、枯枝剪定は必要とされている(3頁)。</p>